



みやうち

川崎市立宮内小学校
学校だより 12月号
令和6年11月28日



「かわさき子どもの権利の日」によせて

校長 陸田 由喜子

赤や黄色に色づいていた学校敷地内の木々の葉も、あっという間に葉を落とし、初冬への季節の移ろいを感じさせられます。

11月16日(土)の土曜参観には、たくさんの保護者の方にご来校いただきありがとうございました。また、午後からのふれあい広場では、遊びのコーナーも大盛況で、笑顔あふれる楽しい触れ合いと親睦の場となりました。PTAふれあい委員会の皆さんを中心にPTA役員、みつや会、保護者の皆様方のご協力、本当にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

川崎市では、11月20日を「かわさき子どもの権利の日」としており、学校でも毎年この前後に人権に関する学習に取り組んでいます。人権に関する学習の一環として、土曜参観でも共生*共育プログラムの授業を行ったクラスが多くありました。その中でも「SOSの出し方・受け止め方教育」は、コロナ禍において児童・生徒の自殺が急増したことを受け、「自力で解決できない問題を抱えたときに、信頼できる人に助けを求める意思をもったり、行動をおこしたりする」態度の育成を目指して令和5年度から実施されています。このプログラムは「ストレスへの気づき」「相談の意思をもつ」「援助者を知ること」の3つの視点で構成され、低学年のうちから繰り返し学んでいくことで効果があると言われていています。友達との学び合いを通して、子どもたちは自分では思いつかなかった「もやもやがすっきりする方法」を増やしたり、相談する良さに気付いたりすることができます。さらに、本人は気付いていなかったり、うまく言葉に出せなかったりしたとしても、周りの人が「今は嫌だったんじゃない?」「傷ついたらんじゃない?」と、声をかけてあげる大切さも同時に学んでいきます。

「真の自立とは依存先を増やすこと」との言葉があるように、自立とは「全く人に依存しなくなること」ではありません。全てを自分だけで抱えこむのではなく、助けが必要になった時に安心して助けを求められる相手が、家族や友達、学校の先生、地域の人など、自分の周りにはたくさんいるということを理解し、誰かに相談したり、SOSを出したりできる子どもたちに育ってほしいと思います。そして、互いに助け合いながら、自分の力をのびのびと自信をもって発揮してほしいと願っています。

早いもので今年も残り1か月となりました。今後も子どもたちが安心して楽しく学校生活を送っていけるよう、元気に笑顔で冬休みを迎えられるよう、教職員一同、支援、指導に努めてまいります。

冬季の体育時の服装について

※持ち物には、すべてに記名をお願いします。

- ❖ 冬季の場合、市販されている長袖タイプの体育着や体育着の上にトレーナー（ジャージ上下も可）など、着脱しやすいものの着用は可能です。着用の際には体育の学習用としてお持ちください。ただし、安全上の配慮から、転んだりぶつかったりしても危険のないもの（フードがあるものは不可）とします。
- ❖ ファスナーが付いているものを着用する際は必ず一番上までファスナーを閉めます。けがの防止の観点から、ファスナーのついていない上着を推奨しています。
- ❖ 体が温まった後の着脱のしやすさを考え、体育着の下は肌着のみ（半ズボンの下のレギンスやタイツ、ひざ上ソックス、半そでの下の長そでは不可）です。
- ❖ 学習時に着用するものは、体育着袋に常時入れておきます。

希望制教育相談

12月6日(金)、9日(月)、11日(水)、12日(木)は、希望制教育相談(個人面談)です。尚、毎月第3木曜日(12月は13日)教育相談日となっております。支援教育コーディネーターの伊藤までご連絡ください。

3年クラブ見学

12月10日(火)17日(火)の6校時に、3年生がクラブ活動を見学します。4年生から始まるクラブ活動への意欲を高め、所属クラブの希望を考えます。

